

## ○介護保険法（抜粋）

（地域包括支援センター）

第 115 条の 46 地域包括支援センターは、前条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2、3 （略）

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

5 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

6～9 （略）

## ○介護保険法施行規則〔平成 11 年厚生省令第 36 号〕（抜粋）

（法第 115 条の 46 第 5 項の厚生労働省令で定める基準）

第 140 条の 66 法第 115 条の 46 第 5 項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第 115 条の 46 第 4 項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

（1） 保健師その他これに準ずる者 1 人

（2） 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人

（3） 主任介護支援専門員（第 140 条の 68 第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1 人

ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

（1）（2） （略）

（3） 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における 第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから 2 人(うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね 2,000 人以上 3,000 未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか 1 人